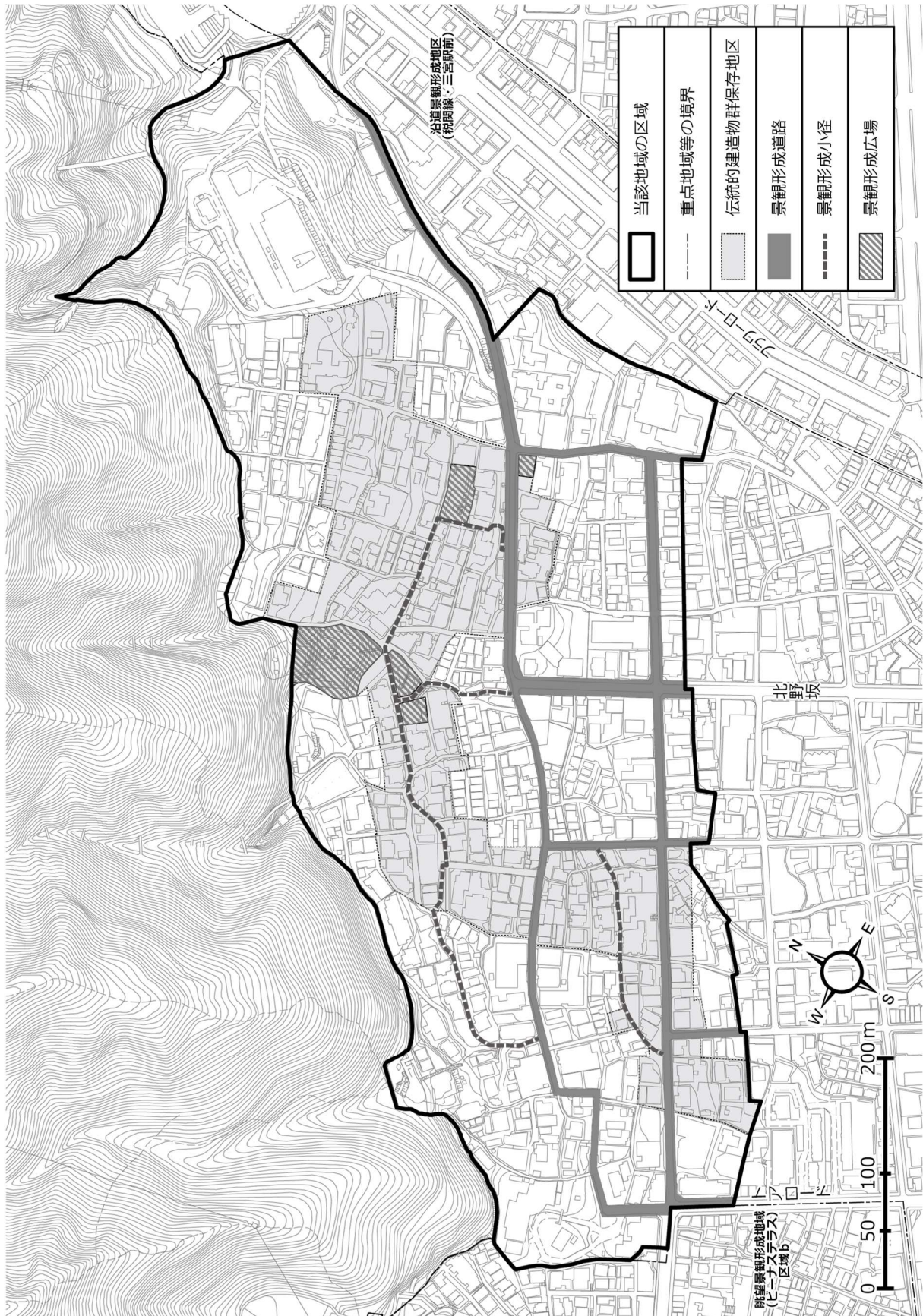


(1) 区域図



## (2) 良好な景観の形成に関する方針

### 景観特性

明治の開港以降、異人館と呼ばれる洋風住宅が建ち並び異国情緒豊かな住宅地として発展した地域で、国際文化が融合するエキゾチックな雰囲気は今に引き継いでいる。

その後、都心とは趣を異にする商業地としての新たな性格が加わり、そのことが地域をより个性的で洗練されたものになっている。

### 景観形成の目標

住宅と商業が調和し、多面的で洗練された魅力をもつまち

【ゾーン別の方向】

住宅環境保全ゾーン

明治以来引き継いできた閑静な環境をまもり、さらによりよい居住地の形成を図る。

住宅・商業共存ゾーン  
(景観形成道路沿い)

良好な住居環境に支えられ、北野らしくハイセンスな界隈性を持つファッションタウンの形成を図る。

### 景観形成の基本方針

- 1 異人館をはじめとする既存のすぐれた遺産を受け継いでいく。
- 2 住宅地として、日常生活の安全、利便及び快適な環境整備をすすめる。
- 3 神戸らしさ、北野らしさあふれるまちづくりを絶えず指向する。

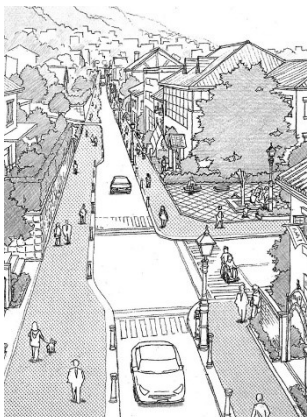
### 景観形成基準の基本的な考え方

- 1 北野らしい景観を形成するため必要な内容とし、保存地区における伝統的建造物群と一体をなしてその価値を形成する歴史的風致の保全を配慮する。
- 2 良好な生活環境の維持及び育成を図るため、建築物の位置及び意匠、緑化等について配慮する。
- 3 道路、公園、広場等の公共空間と接する空間は、景観形成上重要な役割を果たすため、その景観形成について配慮する。
- 4 ゾーン別にきめ細やかな景観誘導を図るため、景観形成道路や小径、広場を定め、各ゾーンごとの景観形成基準を設ける。

### 景観形成道路と景観形成広場

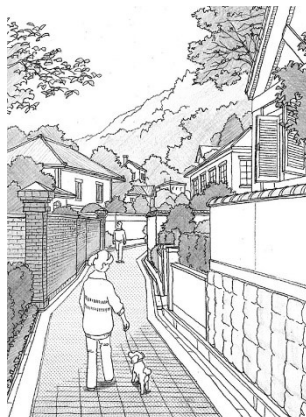
#### 景観形成道路

住宅・商業共存ゾーンの中核を形成する地区内主要道路で、これを軸ににぎわいの中にもゆとりのある景観を演出する。



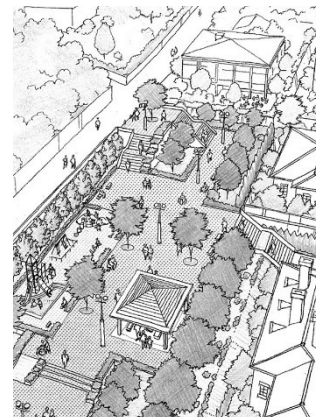
#### 景観形成小径

主として歩行者のための小径で、連続する塀や生垣など小径特有の景観を大切に、落ち着きとうるおいのある空間をまもり、そだてる。



#### 景観形成広場

良好な緑や、開放的な空間をもつ広場で、これの周辺と一体となってうるおいとやすらぎのある景観を形成する。



### (3) 規制又は措置の基準として必要な制限

#### 景観形成基準

##### a. 全域に適用される基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項	○形態・意匠は、地域の景観との調和に配慮した質の高いものとする。
	敷地・緑化	○良好な景観を形成するため植栽等を行う。
	塀・柵	○高さは2m以下とする。
	日よけ・ 雨よけテント	○設置しない。
	建築設備等	○道路、公園、広場等の公共空間から容易に見える位置及び建築物の屋上部分には設置しない。やむを得ず設置する場合は、地域の景観との調和に配慮したものとする。
建築物又は工作物の 高さの最高限度	○エレベーター機械室、階段室、その他建築物に設置される工作物とともに構成される高さを13m以下とする。ただし、避雷針、アンテナその他これらに類するものを除く。	
壁面の位置の制限	○道路境界線及び景観形成広場の境界線から外壁等の面までの距離は1.5m以上とする。 ○隣地境界線から外壁等の面までの距離は1m以上とする。ただし、景観形成道路沿いについては、専ら住居の用に供される一戸建ての住宅等（以下「専用住宅」という。）に限る。	
壁面後退部分	○道路境界線及び景観形成広場の境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地には、工作物は設置しない。ただし、空地の機能を阻害しないと認める場合はこの限りでない。	
土地の区画形質の変更	○土地の形質の変更を行うときは、地域の景観との調和に配慮する。	
木竹の伐採	○樹高10m以上又は地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木、地域を特色づけている樹木及び生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行う。	

##### b. 景観形成道路、景観形成小径について追加する基準

		景観形成道路沿い	景観形成小径沿い
形態又は色彩 その他の意匠 の制限	塀・柵	○景観形成道路に面して設けない。ただし、専用住宅を除く。	○小径特有の意匠に配慮する。
	日よけ・ 雨よけテント	○やむを得ず設置する場合は、必要最小限のものとし、色彩等に配慮して建築物等と調和のとれたものとする。	—
有効空地の面積		○景観形成道路に面して都市景観の形成に有効な空地（道路境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地を含む）を敷地面積の10分の2以上確保する。ただし、専用住宅を除く。	—

## 夜間景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	照明	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。
		色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	○歴史的な建築物やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

## (4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

### 景観形成基準

		景観形成道路沿い	その他
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 ○表示内容は、簡素化する。 ○色の彩度を低くし、調和を図る。 ○色数を少なくし、原色の組み合わせを避ける。	
	配置・位置	○歩行者の視線からの眺望・見通しに配慮した位置に掲出する。	
	種別	○自家用広告のみとする。	
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。	
		○1敷地あたりの総面積は、接道延長[単位:m]×0.5㎡(5㎡に満たない場合は5㎡)以下とする。	○1敷地あたりの総面積は、接道延長[単位:m]×0.3㎡(5㎡に満たない場合は5㎡)以下とする。
映像装置	○原則として掲出ししない。		
地上広告物	地上からの高さ	○4.5m以下とする。	○2.5m以下とする。
屋上広告物		○掲出ししない。	
突出広告物	突出幅	○建築物の柱面又は壁面から広告物の突き出した先までの距離は、1.5m以下とする。	
	表示面積	○1店舗・事業所につき、1面あたり2㎡以下とする。	○1店舗・事業所につき、1面あたり1㎡以下とする。
	配置・位置	○上端は、建築物の軒の高さ以下とする。	

### 夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。